

湘南藤沢バレーボールクラブ後援会規約

- 第1条 本会は湘南藤沢バレーボールクラブ後援会(以下本会)と称する。
- 第2条 1 本会は湘南藤沢バレーボールクラブの会員、会員の保護者、藤沢市バレーボール協会役員をもって組織する。
2 また、賛助会員を募ることが出来る。
- 第3条 本会の事務所は代表宅に置く。
- 第4条 本会は、湘南藤沢バレーボールクラブの活動に対し、支援協力を目的とする。
- 第5条 本会は、湘南藤沢バレーボールクラブの大会、事業に要請があれば参画することが出来る。
- 第6条 本会は次の役員(任務を含む)を置く。
- | | | |
|------|-----|--|
| 名誉会長 | 1名 | 会長・副会長の推薦とし、役員会の承認を得る。 |
| 会長 | 1名 | 会長は市協会会長があたり、会務を総括する。 |
| 副会長 | 若干名 | 副会長は市協会副会長、及び会長推薦者とし、役員会の承認を得る。
会長を補佐し会長に事故があったときは代行する。 |
| 相談役 | 若干名 | 会長の推薦とし役員会の承認を得る。 |
| 幹事長 | 1名 | 幹事の互選とし役員会に報告する。 |
| 副幹事長 | 2名 | 幹事の互選とし役員会に報告する。 |
| 幹事 | 若干名 | 会長推薦とし役員会の承認を得る。 |
| 会計 | 2名 | |
| 監事 | 2名 | |
- 第7条 本会の会議は役員会をもって構成する。
役員会とは、会長、副会長、幹事をもって構成する。
- 第8条 役員任期は2年とする。ただし再任することができる。
役員に欠員を生じたときは補充し、就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会は次のことを行う。
・会員には、年2回会報を発行しクラブの大会結果等の報告を行う。
・年1回、クラブの交流会を行う。
・年1回、クラブの報告会を開催しクラブの活躍状況を報告する。
- 第10条 1 本会は、後援会費、賛助会費、寄付金をもって運営する。
2 会計年度は、1月1日から12月末日とし、決算は監査を受けて役員会において報告するものとする。
- 第11条 本規約の改廃は役員会において決定する。
- 附則 本規約は、平成17年5月1日より施行する。
平成22年5月1日:改正施行
平成25年6月8日:改正施行